

新しい幸せを、わかすこと。



株主総会へご出席の株主様へのお土産の配布は取りやめさせていただきます。

第74回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年3月28日(木曜日)午前10時(受付開始は午前9時)

開催場所

神戸市中央区北野町1丁目
ANAクラウンプラザホテル神戸 10階 ザ・ボールルーム

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件
- 第5号議案 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する事後交付型業績連動型株式報酬に係る報酬決定の件



インターネットまたは書面（郵送）
による議決権行使期限
2024年3月27日（水曜日）



午後5時まで
※詳細は5・6ページをご参照ください。

株式会社 **ノーリツ**

証券コード 5943

目次

招集ご通知

第74回定時株主総会招集ご通知	2
議決権の行使についてのご案内	5

株主総会 参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件	7
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件	8
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件	14
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額改定の件	16
第5号議案 取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く。)に対する事後交付型業績連動型株式報酬に係る報酬決定の件	17

事業報告

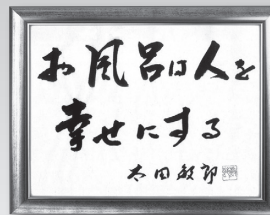
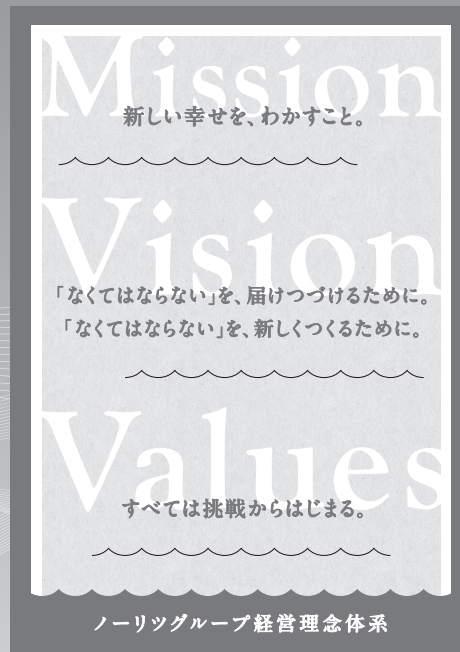
1. 企業集団の現況に関する事項	23
2. 会社の株式に関する事項	36
3. 会社の新株予約権等に関する事項	37
4. 会社役員に関する事項	38
5. 会計監査人の状況	43

連結計算書類 計算書類

連結貸借対照表	45
連結損益計算書	46
貸借対照表	47
損益計算書	48

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本	49
会計監査人の監査報告書謄本	51
監査等委員会の監査報告書謄本	53



創業の原点

ノーリツの歴史は、1951年に能率風呂工業を創設したことに始まります。創業の原点「お風呂は人を幸せにする」。このメッセージには、戦後復興期において人々の生活水準を向上させたいという情熱が凝縮されていました。

株主各位

(証券コード5943)

2024年3月7日

神戸市中央区江戸町93番地
株式会社ノーリツ
代表取締役社長 腹巻 知

第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会の株主総会参考書類等（議決権行使書用紙を除く。）の内容である情報（電子提供措置事項）は、電子提供制度をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト（株主総会）】

<https://www.noritz.co.jp/company/ir/stockholder.html>



（上記ウェブサイトアクセスいただき、「第74回定時株主総会」「株主総会資料」よりご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/5943/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ノーリツ」または「コード」に当社証券コード「5943」（半角）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

インターネットまたは書面（郵送）による議決権の事前行使にあたりましては、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年3月27日（水曜日）午後5時までに議決権の行使をお願いいたします。

敬 具

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類
計算書類

監査報告書

記

1. 日時 2024年3月28日（木曜日）午前10時（受付開始は午前9時）

2. 場所 神戸市中央区北野町1丁目
ANAクラウンプラザホテル神戸 10階 ザ・ボールルーム

3. 目的事項

報告事項

- ①第74期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- ②第74期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件
- 第5号議案 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する事後交付型業績連動型株式報酬に係る報酬決定の件

4. 議決権の行使に関する事項

- ①インターネットまたは書面（郵送）による議決権行使にあたりましては、後記の「議決権の行使についてのご案内」をご参照ください。
- ②書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ③インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ④インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

株主の皆様へのご案内

事前にインターネットにより議決権を行使いただきました株主様の中から、議案の賛否にかかわらず、抽選で100名様にQUOカード（500円分）をプレゼントいたします。

- ・インターネットでの議決権行使方法は6ページをご覧ください。
- ・当選者の発表は株主名簿記載のご住所への発送をもって代えさせていただきます。
- ・発送時期は4月下旬を予定しております。

以上

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

◎本年の株主総会につきましては、書面交付請求をいただいた株主様も含め議決権を有する全ての株主様に、電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款第19条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要」「会社の支配に関する基本方針」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

議決権の行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大変な権利です。「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使の方法については、以下の3つの方法がございます。

1 インターネットにより議決権を行使する場合



議決権行使サイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>
にて各議案の賛否を入力



◎バーコード読取機能付のスマートフォンで左の「QRコード」をお読み取りいただき、議決権行使サイトにアクセスしていただくことも可能です。
(「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

詳しくは、次ページをご覧ください。

行使期限

2024年3月27日(水)
午後5時まで

2 議決権行使書を郵送する場合



各議案の賛否を
記入のうえ返送

行使期限

2024年3月27日(水)
午後5時必着

3 株主総会へ出席する場合



議決権行使書用紙を
会場受付へ提出

株主総会日時

2024年3月28日(木)
受付開始：午前9時
開 会：午前10時

◀機関投資家の皆様へ▶

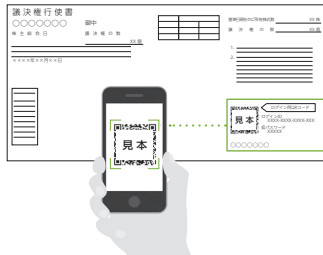
当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

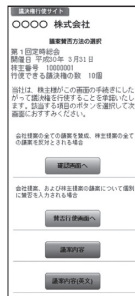
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

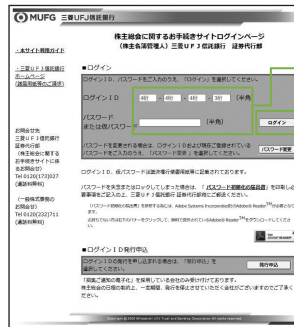
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、配当につきましては継続的かつ安定的に実施することを基本としておりますが、第74期の期末配当金につきましては、当期の業績等を総合的に勘案いたしまして、1株につき21円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- 1 配当財産の種類
金銭といたします。
- 2 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき 金 21円
配当総額 968,670,864円
- 3 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年3月29日

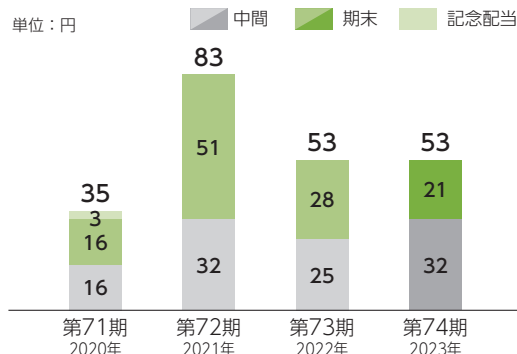
ご参考 株主還元の考え方

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題のひとつと位置付けております。配当につきましては継続的かつ安定的に実施することを基本とし、2021年度から2023年度までの3カ年について、連結配当性向50%もしくは連結純資産配当率（DOE）2%のいずれか高い額を目途として配当を行うこととし、株主の皆様へのより積極的な利益還元に努めております。

なお、2024年度以降の配当方針につきましては、29ページをご覧ください。

配当金の推移

単位：円



第2号議案

取締役(監査等委員である取締役を除く。) 6名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)全員(6名)は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位	候補者属性	出席状況 (第74期取締役会)
1	はらまき 腹巻 さとし 知	代表取締役社長	再任	92.9% (13回/14回)
2	ひろさわ 廣澤 まさみね 正峰	取締役兼専務執行役員	再任	100% (14回/14回)
3	たけなか 竹中 まさゆき 昌之	取締役兼専務執行役員	再任	100% (14回/14回)
4	ひろおか 廣岡 かずし 一志	取締役兼常務執行役員	再任	100% (14回/14回)
5	いけだ 池田 ひでなり 英礼	取締役兼常務執行役員	再任	100% (14回/14回)
6	おのえ 尾上 ひろかず 広和	社外取締役	再任 社外 独立	100% (14回/14回)

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 (株)東京証券取引所等の定めに基づく独立役員候補者

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類
計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)
1	<p>はら まき さとし 腹巻 知 (1959年4月16日生)</p> <p>[所有する当社株式数] 28,900株</p>	<p>1983年4月 当社入社 2009年2月 信和工業㈱代表取締役社長 2011年1月 当社執行役員研究開発本部副本部長 2014年9月 当社常務執行役員研究開発本部長 2015年3月 当社取締役兼常務執行役員研究開発本部長 2019年1月 当社取締役兼専務執行役員国内事業本部長 2020年10月 当社代表取締役社長 現在に至る</p>
再任	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、子会社の代表取締役社長や当社の研究開発本部・国内事業部の本部長等を歴任し、当社グループの事業を牽引してまいりました。また、2015年3月より当社取締役に就任し、2020年10月より当社代表取締役社長として、その職責を果たしております。今後も、グローバルやサステナビリティ等も含めたあらゆる分野の課題における経営の意思決定に、当社の代表権者として参画することが、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断したため、取締役候補者いたしました。</p>	
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)
2	<p>ひろ さわ まさ みね 廣澤 正峰 (1961年12月13日生)</p> <p>[所有する当社株式数] 16,900株</p>	<p>1988年11月 当社入社 2010年1月 関東産業㈱代表取締役社長 2011年10月 当社執行役員 能率(中国)投資有限公司董事兼総経理 能率(上海)住宅設備有限公司董事長 2016年4月 当社常務執行役員国際事業本部中国事業推進室長 Sakura (Cayman) Co.,Ltd.董事長 Sakura China Holdings (H.K.) Co.,Ltd.董事長 2016年7月 能率(中国)投資有限公司董事長 2017年1月 当社常務執行役員国際事業本部長 能率香港有限公司董事長 2017年2月 NORITZ AUSTRALIA PTY LTD Director 2017年3月 当社取締役兼常務執行役員国際事業本部長 2019年1月 当社取締役兼専務執行役員国際事業本部長 2020年10月 当社取締役兼専務執行役員プロダクツ本部長 2023年7月 当社取締役兼専務執行役員プロダクツ統括本部長 現在に至る</p>
再任	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、国内外の子会社の代表取締役社長や当社の国際事業本部長等を歴任し、2020年10月より当社のプロダクツ本部長(2023年7月よりプロダクツ統括本部長)として、その職責を果たしております。また、2017年3月より当社取締役に就任しております。今後も、ものづくりにおけるデジタル・トランスフォーメーションや環境・社会課題への対応も含め、ものづくり機能を統括する取締役として経営の意思決定に参画することが、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断したため、取締役候補者いたしました。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)
3 再任	たけ なか まさ ゆき 竹中 昌之 (1963年9月24日生) [所有する当社株式数] 16,800株	1992年 1月 当社入社 2004年 3月 (株)ハーマン取締役企画管理統括部長 2011年 6月 (株)ハーマン常務取締役管理本部長 2012年 1月 当社管理本部総務部長 2013年10月 (株)エスコアハーツ代表取締役社長 2016年 4月 当社執行役員 2017年 1月 当社上席執行役員管理本部長 2017年 3月 当社取締役兼常務執行役員管理本部長 2019年 1月 当社取締役兼常務執行役員経営管理本部長 2020年10月 当社取締役兼常務執行役員企画管理本部長 2021年 3月 当社取締役兼専務執行役員企画管理本部長 2023年 7月 当社取締役兼専務執行役員国内事業統括本部長 現在に至る
【取締役候補者とした理由】 同氏は、子会社の代表取締役社長や当社の管理本部長等を歴任した後、2023年7月より当社の国内事業統括本部長として、その職責を果たしております。また、2017年3月より当社取締役に就任しております。今後も、国内事業におけるデジタル・トランスフォーメーションや環境・社会課題への対応も含め、国内販売機能を統括する取締役として経営の意思決定に参画することが、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断したため、取締役候補者いたしました。		
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)
4 再任	ひろ おか かず し 廣岡 一志 (1964年4月9日生) [所有する当社株式数] 12,400株	1987年 4月 当社入社 2016年 1月 当社執行役員国内事業本部営業本部副本部長 2017年 9月 当社常務執行役員国内事業本部営業本部長 2020年 3月 当社取締役兼常務執行役員国内事業本部営業本部長 2020年 7月 当社取締役兼常務執行役員国内事業本部マーケティング本部長 2020年10月 当社取締役兼常務執行役員マーケティング本部長 2023年 7月 当社取締役兼常務執行役員経営戦略統括本部長 現在に至る
【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社の営業本部長等を歴任した後、2023年7月より当社の経営戦略統括本部長として、その職責を果たしております。また、2020年3月より当社取締役に就任しております。今後も、全社的なデジタル・トランスフォーメーションやサステナビリティ課題への対応も含め、コーポレート機能を統括する取締役として経営の意思決定に参画することが、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断したため、取締役候補者いたしました。		

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類
計算書類

監査報告書

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)
5	<p>いけ だ ひで なり 池田 英礼 (1971年7月18日生)</p> <p>[所有する当社株式数] 6,700株</p>	<p>1996年4月 当社入社 2015年3月 当社マーケティング統括部温水企画室長 2016年1月 (株)ハーマン代表取締役社長 2017年9月 当社経営企画室長 2018年1月 当社執行役員経営企画室長 2019年1月 当社執行役員経営企画部長 2020年10月 当社常務執行役員グローバル本部長 2021年1月 Noritz USA Corporation Chairperson NORITZ AUSTRALIA PTY LTD Director 能率(中国)投資有限公司董事長(現任) 能率香港有限公司董事長(現任) Sakura (Cayman) Co., Ltd. 董事長(現任) Sakura China Holdings(H.K.)Co., Ltd. 董事長(現任) 2022年3月 当社取締役兼常務執行役員グローバル本部長 2023年7月 当社取締役兼常務執行役員海外事業統括本部長 現在に至る</p>
再任		<p>【重要な兼職の状況】 能率(中国)投資有限公司董事長、能率香港有限公司董事長、Sakura (Cayman) Co., Ltd. 董事長、Sakura China Holdings(H.K.)Co., Ltd. 董事長</p> <p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、子会社の代表取締役社長や当社の経営企画部長等を歴任し、2020年10月より当社のグローバル本部長(2023年7月より海外事業統括本部長)として、その職責を果たしております。また、2022年3月より当社取締役に就任しております。今後も、グローバルにおける環境・社会課題への対応も含め、海外事業を統括する取締役として経営の意思決定に参画することが、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断したため、取締役候補者としたしました。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)
6	<p>おの え ひろ かず 尾上 広和 (1948年3月19日生)</p> <p>[所有する当社株式数] 0株</p>	<p>1970年 9月 グローリー(株)入社 2000年 4月 同社自販機・遊技システム事業部長 2001年 6月 同社取締役 2004年 6月 同社常務取締役 2006年 6月 同社取締役常務執行役員 2009年 4月 同社経営戦略統括部長 2010年 6月 同社取締役執行役員副社長 2011年 4月 同社代表取締役社長 2019年 4月 同社代表取締役会長 (現任) 2021年 3月 当社社外取締役 現在に至る</p>
再任	<p>【重要な兼職の状況】 グローリー(株)代表取締役会長</p>	
社外	<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 同氏は、製造業およびグローバルに事業を展開する企業の経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、かつ当社の独立社外役員選定基準を満たしております。また、2021年3月より当社社外取締役に就任し、当社の業務執行に対し独立した立場から監督および助言を行うという役割を果たしていただいております。今後も、デジタル・トランスフォーメーションやガバナンスの観点も含め、独立した立場から上記の役割を果たし、取締役として経営の意思決定に参画していただくことが、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断したため、社外取締役候補者となりました。</p>	
独立	<p>(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。 2. 尾上広和氏は、社外取締役候補者であります。 3. 社外取締役候補者が当社社外取締役に就任してからの年数について 尾上広和氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。 4. 当社は、尾上広和氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、尾上広和氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。 5. 社外取締役候補者の独立性について 尾上広和氏は、当社が株式を上場している(株)東京証券取引所の規則等に定める「独立役員」の候補者であります。 6. 「所有する当社株式数」については、2023年12月31日現在の所有株式数を記載しております。 7. 役員等賠償責任保険契約の締結について 当社は、優秀な人材確保、職務執行の萎縮防止のため、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2024年7月に同内容にて更新の予定であります。本議案でお諮りする取締役の候補者各氏については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任された場合は引き続き被保険者となります。 【保険契約の内容の概要】 ①被保険者の実質的な保険料負担割合 保険料は特約部分も含め全額当社の負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はございません。 ②填補の対象となる保険事故の概要 被保険者である役員がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けることによって被る損害について填補します。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為の場合等一定の免責事由がございます。</p>	

■監査等委員会の意見

監査等委員会は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任および報酬について、監査等委員3名中2名が委員として、同1名がオブザーバーとして指名諮問委員会および報酬諮問委員会に出席し、確認いたしました。

監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任手続は適切であり、各候補者の職務執行状況・経験・能力等を評価し、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）として適任と判断いたします。また、当事業年度における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬決定の手続は適正であり、報酬体系・報酬額の算出方法等から報酬等の内容は妥当であると判断いたします。

第3号議案

監査等委員である取締役1名 選任の件

監査等委員である取締役綾部剛氏は本総会終結の時をもって辞任いたします。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)
ひらの なおき 平野 直樹 (1965年1月11日生) [所有する当社株式数] 2,345株 新任	1988年4月 当社入社 2016年1月 当社国内事業本部営業本部営業企画部長 2017年11月 関東産業(株)代表取締役社長 2019年7月 当社国内事業本部営業本部サービス事業開発部お客さま室長 2020年7月 当社国内事業本部マーケティング部サービス事業開発部お客さま室長 2020年10月 当社マーケティング本部サービス事業部お客さま室長 2021年1月 ノーリツリビングクリエイト(株)代表取締役社長 2023年4月 ノーリツリビングクリエイト(株)顧問 2023年7月 当社監査等委員会室長 現在に至る

【監査等委員である取締役候補者とした理由】

同氏は、当社の営業企画部長や子会社の代表取締役社長を歴任した後、2023年7月より当社の監査等委員会室長に就任し、監査等委員の職務を補佐するものとしてその職責を果たしております。同氏が今後、当社グループの事業を熟知した上で、財務やガバナンス等の観点も含め客観的な立場で業務執行に対する監査などの職責を果たし、経営の意思決定に参画することが、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断したため、監査等委員である取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査等委員である取締役候補者との責任限定契約の締結について
当社は、監査等委員である取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。平野直樹氏の選任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。
3. 「所有する当社株式数」については、2023年12月31日現在の所有株式数（ノーリツ従業員持株会における持分を含む。）を記載しております。
4. 役員等賠償責任保険契約の締結について
当社は、優秀な人材確保、職務執行の萎縮防止のため、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2024年7月に同内容にて更新の予定であります。本議案でお諮りする監査等委員である取締役の候補者については、選任された場合は被保険者となります。

【保険契約の内容の概要】

①被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め全額当社の負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はございません。

②填補の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けることによって被る損害について填補します。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為の場合等一定の免責事由がございます。

■取締役（監査等委員である取締役を含む。）のスキル・マトリックス

当社は、中期経営計画をはじめとする中長期の経営戦略を立案し、達成するためには、取締役会の実効性を確保し、事業戦略を推し進めながらも財務・非財務戦略の実行を促進、監督する必要があると考えております。

そのため、当社取締役会を構成する取締役の選任については、個々の知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、当社取締役会の適正人数を踏まえた上で可能な限り多様性を確保することを基本方針としております。

第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」および第3号議案「監査等委員である取締役1名選任の件」が承認可決された場合、各取締役が保有しているスキルおよび当社が各取締役に発揮を期待しているスキルは、以下のとおりとなります。

地位	氏名	性別		企業経営	戦略推進スキル				経営スキル				
		男性	女性		マーケティング/ 事業企画	ものづくり	IT/DX	グローバル	経営戦略	財務/会計	ESG・サステナビリティ		
											環境	社会	ガバナンス
代表取締役 社長	腹巻 知	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
取締役 専務執行役員	廣澤 正峰	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	
取締役 専務執行役員	竹中 昌之	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	
取締役 常務執行役員	廣岡 一志	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●
取締役 常務執行役員	池田 英礼	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	
社外取締役	尾上 広和	●		●	●	●	●	●					●
取締役 常勤監査等委員	平野 直樹	●		●	●	●			●				●
社外取締役 監査等委員	正木 靖子		●									●	●
社外取締役 監査等委員	谷 保廣	●					●		●		●	●	●

- (注) 1. 各取締役のスキル評価は、経験上保有しているスキルおよび現在の役割に照らして発揮を期待しているスキルに●を入れております。
 2. 「企業経営」に●を入れている取締役は、戦略推進スキルおよび経営スキルに属する全てのスキルについて保有または発揮を期待していますが、その中でも特に保有・期待していると評価されるスキルに●を入れております。
 3. 経営スキルの「社会」で求められるスキルは主に人権関連および人材育成・人材開発としております。「社会課題解決」の観点に基づくスキルについては、戦略推進スキルの「マーケティング/事業企画」および経営スキルの「経営戦略」で評価しております。

第4号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。） の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2019年3月28日開催の第69回定時株主総会において、年額400百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内、使用人分給与は含まない。）とすることについてご承認をいただいております。

今般、その後の経営環境の変化および諸般の事情を勘案するとともに、第5号議案としてお諮りする新たな報酬枠の設定等により、取締役の報酬体系を見直し、当社の持続的な成長や中長期的な企業価値の向上に資するための実効的な報酬制度とする目的から、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額600百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）とすることについて、ご承認をお願いしたいと存じます。ただし、上記報酬額には、従来どおり使用人分給与は含まないものといたします。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案しつつ、報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

また、当社取締役の個人別の報酬額等の内容に係る決定方針は事業報告40ページに記載のとおりであります。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役1名）となります。

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類
・
計算書類

監査報告書

第5号議案

取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する事後交付型業績連動型株式報酬に係る報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2019年3月28日開催の第69回定時株主総会において、確定金額報酬につき年額400百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内、使用人分給与は含まない。）とすること、また、この報酬額の範囲内で当社取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除き、以下「対象取締役」という。）に対し、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てることについてご承認いただいております。また、2021年3月30日開催の第71回定時株主総会において、上記の報酬額の範囲内で、株式報酬型ストックオプションに代えて譲渡制限付株式に関する報酬等としての金銭報酬債権を支給することおよび対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数は年90,000株以内とすること等につき、ご承認いただいております。また、第4号議案をご承認いただいた場合には、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の確定金額報酬の額は、年額600百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内、使用人分給与は含まない。）となります。

今般、取締役に当社の企業価値の向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に對し、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の確定金額報酬の枠である年額600百万円（第4号議案をご承認いただいた場合）の範囲内で事後交付型業績連動型株式の付与のための報酬枠を設定することにつきご承認をお願いいたしたいと存じます。

当社が本制度に基づき対象取締役に交付する株式数は年25,000株以内、支給する金銭報酬債権の額は年80百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の対象取締役は5名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されまると、対象取締役は5名となります。

本議案は、第4号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、効力を生じるものといたします。

1. 業績連動型株式報酬制度の概要

事後交付型業績連動型株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット制度）（以下「本制度」という。）は、対象取締役に對し、当社取締役会が定める期間（以下「評価期間」という。なお、当初の評価期間は、2024年1月1日から2026年12月31日までの3事業年度とする。）中の数値目標を当社取締役会にてあらかじめ設定し、当該数値目標の達成割合等に応じて算定される数の当社普通株式を、対象取締役の報酬等として付与する業績連動型の報酬制度であります。したがって、本制度は業績の数値目標の達成割合等に応じて当社普通株式を交付するものであり、本制度の導入時点では、各対象取締役に對してこれらを交付するか否か、交付する場合の交付株式数は決定しておりません。

また、本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役（当該株式の交付の決議

の日において当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にある者に限る。)との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。))。
- (2) 対象取締役による法令、社内規則または本割当契約の違反その他の理由により、当社が当該株式を無償取得することが相当であると当社の取締役会で定める事由に該当した場合、当社は当該株式を無償で取得する。
- (3) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本割当株式の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

2. 本制度における報酬等の内容

(1) 本制度における報酬等の算定方法

当社は、本制度において、①対象取締役の役位ごとに設定した基準交付ユニット数に当社取締役会で決定した業績の数値目標等の達成度に応じた評価指数を乗じて得られる評価後交付株式数に、②役務提供期間比率を乗じて各対象取締役に割り当てる株式の数を決定いたします。

当社は、対象取締役に對し、当該対象取締役が割当てを受ける株式数に、割当てを受ける当社普通株式の払込金額を乗じることにより算定された額の金銭報酬債権を支給し、各対象取締役による当該金銭報酬債権の現物出資と引換えに、各対象取締役に当社普通株式を割り当てます。なお、割当てを受ける当社普通株式の払込金額は、当該割当ての決定に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として対象取締役に特に有利とならない範囲で当社取締役会が決定した額といたします。

以上の各対象取締役に支給する金銭報酬債権の額、割り当てる株式の数は、以下の算定式に従って算定いたします。

【算定式】

割り当てる株式の数 = 評価後交付株式数(①) × 役務提供期間比率(②)

- ① 「評価後交付株式数」は、対象取締役の役位に応じて当社取締役会において決定した基準交付ユニット数

(各評価指標の全体に占める割合を設定したうえで評価指標ごとに按分)に、評価期間の各事業年度または評価期間終了時における当社の取締役会で定める各評価指標(当面、連結ROE、事業CO₂削減率および製品CO₂削減率の3つの評価指標を用いるものとし、その各評価指標の全体に占める割合は、連結ROE:50%、事業CO₂削減率:25%、製品CO₂削減率:25%とします。)の達成割合に応じて、評価指標ごとに0%から最大で150%までの範囲で当社取締役会において決定した評価指数を乗じたうえで、評価指標ごとに得られた数を合算して決定します。

- ② 「役務提供期間比率」は、在任月数を評価期間の月数で除した比率とします。

なお、対象取締役が死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役その他当社取締役会の定める地位を退任した場合、新たに当社の取締役または執行役員に就任した場合、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合、その他当社の取締役会が正当と認める理由がある場合には、必要に応じて、当社の取締役会において合理的に定める時期において、合理的に調整を行った数の株式を交付し、または、当該交付に代えて、当該株式等に相当する額として当社の取締役会が合理的に算定する額の金銭を支給することができるものといたします。

- (2) 本制度における報酬等の上限

当社が本制度に基づき各評価期間に関して対象取締役に交付する株式数は合計25,000株以内、支給する金銭報酬債権の額は合計80百万円以内といたします。

- (3) 本制度に基づく報酬等を受ける権利の喪失事由

対象取締役は、当社取締役会において定める一定の非違行為、当社取締役会において定める一定の理由による退任等がある場合は、本制度に基づく報酬等を受ける権利を喪失することといたします。

- (4) 株式の併合・分割等による調整

本制度に基づく株式の交付までに、当社の発行済株式総数が、株式の併合または株式の分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)によって増減する場合は、併合・分割の比率を乗じて本制度の算定に係る株式数を調整します。

なお、当社は、2021年1月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その内容の概要は事業報告40ページに記載のとおりであります。当社は、本議案をご承認い

ただいた場合に、当該方針を変更することを予定しております。また、本議案の内容は、上記のとおり、本割当株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

(参考資料)

■取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の選定手続

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の選定については、知識・経験・能力をバランス良く備え、当社取締役会の人数規模を考慮した上で可能な限りの多様性を確保することを念頭に置きつつ、以下の選定基準を踏まえた評価、および指名諮問委員会における当該評価結果の審議を行った上で、取締役会において決定しております。

■取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の選定基準

【人物像】

サクセッションプランに定める人材要件を満たし、自社の社会的使命を踏まえ、取締役としての責務を果たすための必要な能力を発揮し、経営・事業を適切に方向付ける人物。

【4つの基本要件】

- ・倫理観：社会的責任、ブランドの観点で持続・革新発想を持つ。
- ・対話力：変革の意味・意義を語り合い、全社一丸に貢献する。
- ・構想力：経営的な視野での実行条件を率先して整える。
- ・突破力：適切な方向への抵抗要因を打破し全社を前進させる。

■独立社外役員選定基準

当社は、当社の社外役員および社外役員候補者が当社の一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断される場合に、当該社外役員または当該社外役員候補者が当社からの独立性を有しているものと判断し、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれがないとは、次の各項目の要件の全てに当てはまらないと判断される場合をいいます。

1. 当社および関係会社との関係
 - (1) 当社および関係会社（以下まとめて「ノーリツグループ」という。）の現在の業務執行取締役または執行役員、支配人その他の使用人（以下まとめて「業務執行取締役等」という。）である者。
 - (2) 独立社外役員就任前の10年間に於いて、ノーリツグループの業務執行取締役等であった者。但し、その就任前の10年間のいずれかの時に於いて当社の業務執行取締役でない取締役（以下「非業務執行取締役」という。）、監査役または会計監査人であったことがある者にあつては、それらの役職への就任前の10年間に於いて、当社の業務執行取締役等であった者。
2. 株主との関係
 - (1) 当社の現在の議決権所有割合10%以上の株主（以下「主要株主」という。）、または主要株主が法人である場合には、当該主要株主またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、理事、執行役員または支配人その他の使用人である者。
 - (2) 直近5年間に於いて、当社の現在の主要株主またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、理事、執行役員または支配人その他の使用人であった者。
3. 経済的利害関係
 - (1) 当社が現在主要株主である会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人である者。

- (2) ノーリツグループから直近3事業年度の平均で1,000万円または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付または助成を受けている組織、その他の業務執行者。
- (3) ノーリツグループから取締役を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、執行役員またはその支配人その他の使用人であった者。
4. 取引先企業および得意先企業との関係
- (1) ノーリツグループから直近4事業年度のいずれかにおいて、年間連結総売上高の2%以上の支払を受けた者またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人であった者。
- (2) ノーリツグループに対し、直近4事業年度のいずれかにおいて、当社の年間連結総売上高の2%以上の支払を行った者、またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人であった者。
5. 債権者との関係
- (1) 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他大口債権者（以下「大口債権者等」という。）、またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人である者。
- (2) 直近3年間に於いて大口債権者等、またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人であった者。
6. 専門的サービス提供者との関係
- (1) ノーリツグループの会計監査人である公認会計士または監査法人の社員、パートナーまたは従業員である者。
- (2) 直近3年間に於いて、ノーリツグループの会計監査人である公認会計士または監査法人の社員、パートナーまたは従業員であって、ノーリツグループの監査業務を担当していた者。
- (3) 上記(1)または(2)に該当しない弁護士、公認会計士または税理士その他コンサルタントであって、役員報酬以外に、ノーリツグループから、直近3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者。
- (4) 上記(1)または(2)に該当しない弁護士法人、法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティングファームその他の専門的アドバイザリー・ファームであって、ノーリツグループから直近3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を受けている者の社員、パートナー、アソシエイトまたは従業員である者。
7. 在任期間
当社において現在独立社外役員の取締役の地位にあり、かつ通算の在任期間が8年を超える者。
8. 近親者
上記1. ないし7. までの各号に定めた者の配偶者または三親等内の親族もしくは同居の親族。
9. その他
上記1. ないし8. までの各号に該当しない場合でも、その他の事由で恒常的に実質的な利益相反関係が生じるおそれのある者。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、行動制限の解除に伴い、インバウンドの回復や雇用環境の改善など、経済回復の兆しが見えましたが、物価上昇の影響を受け、消費者の大幅な購買意欲上昇には至りませんでした。海外においても、各国で国境封鎖が解除され、経済活動が改善に向かったものの、回復ペースは緩やかな状況が続いています。また、原材料価格やエネルギーコストの高騰、金融市場の引き締め、ロシア・ウクライナ情勢の長期化、地政学的リスクの高まり等、依然として不透明な状況が継続しました。

このような状況のもと、当社グループは、2021年に始動した中期経営計画『Vプラン23』の最終年度を迎えました。当中期経営計画の3年間を「飛躍のための地盤固め」のフェーズと位置付け、国内事業は高収益体質への進化、海外事業は持続的成長を目指してまいりました。さらに、「盤石なサプライチェーンの構築」と「DX推進による企業活動の変革」を重点課題として加え、製品の安定供給と生産プロセスの最適化に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高2,018億91百万円（前年同期比4.3%減）、営業利益38億40百万円（同44.3%減）となりました。経常利益につきましては、2021年6月に株式を取得し持分法適用関連会社としたKangaroo International Joint Venture Company（以下、「Kangaroo社」）の業績が計画を下回ったためのれん等を減損処理し、持分法による投資損失を営業外費用に計上したこと等により、12億45百万円（同84.2%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、8億68百万円（同81.9%減）となりました。

当連結会計年度を最終年とした中期経営計画『Vプラン23』は、国内における想定を上回る需要の減少により、海外での暖房用・業務用機器の健闘にもかかわらず、目標を達成するに至りませんでした。しかしながら、環境配慮型商品などの高付加価値商品の構成比の向上、お客さまとのつながりの拡大、および海外事業における売上の拡大など、新中期経営計画『Vプラン26』に繋がる良化の兆しがあります。

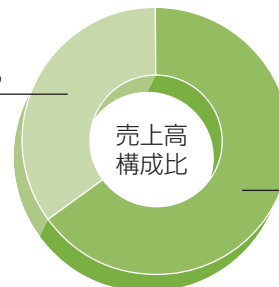
売上高 2,018億円 前年同期比 4.3%減

営業利益 38億円 前年同期比 44.3%減

経常利益 12億円 前年同期比 84.2%減

親会社株主に帰属する当期純利益 8億円 前年同期比 81.9%減

海外事業
35.0%



国内事業
65.0%

売上高
構成比

国内事業

売上高 **1,313億49百万円**

前年同期比
7.1%減

営業利益 **3億20百万円**

前年同期比
90.4%減

当連結会計年度の国内事業セグメントは、売上高が1,313億49百万円（前年同期比7.1%減）、セグメント利益が3億20百万円（同90.4%減）となりました。第2四半期以降継続する需要の低迷と原価高騰、為替の影響を受け、減収減益となりました。

温水空調分野では、政府の補助金の活用により、ガスと電気の2つのエネルギーで効率よくお湯をつくる「ハイブリッド給湯暖房システム」の販売台数を前年比1.6倍に拡大しました。また、IoTリモコンの販売台数および保守契約数を増加させ、お客さまとの将来のつながりを強化しました。

非住宅用においては、ボイラーから業務用ガス給湯器への取替を促進し、売上高を大幅に拡大するなど、カーボンニュートラル実現に向けた取り組みによる成果がありました。一方、家庭用のガス・石油給湯機器においては、想定以上の需要低迷により、販売台数が大きく減少しました。

厨房分野では、8月に発売したビルトインコンロの新商品が順調に推移しているものの、当連結会計年度累計の販売台数は前年を下回る結果となりました。

以上により、国内事業全体で減収減益となりました。

海外事業

売上高 **705億42百万円**

前年同期比
1.4%増

営業利益 **35億20百万円**

前年同期比
0.7%減

当連結会計年度の海外事業セグメントは、売上高が705億42百万円（前年同期比1.4%増）、セグメント利益が35億20百万円（同0.7%減）となりました。

中国エリアにおいては、経済の低迷が継続する中、暖房用給湯器など高付加価値商品の拡販で収益を確保しました。北米エリアにおいては、需要低迷で苦戦しましたが、収益性の高い業務用および暖房用機器の拡販により利益を確保しました。

(注) 上記文中の各事業セグメントの売上高は、外部顧客への売上高であります。

豪州エリアにおいては、ニュージーランド向けのタンクレス給湯器やホームセンター向けタンク式給湯器の販売が順調に推移したことに加え、業務用分野を前年比1.1倍に伸ばすなど、堅調に推移しました。

海外の主要エリアは堅調に推移しましたが、国内からの内部取引に伴う輸出量の減少、および輸出品の原価が著しく高騰したため、海外事業全体では増収減益となりました。

企業集団のセグメント別販売実績

(単位：百万円)

事業区分				第73期	第74期	前年同期比増加率
国	内	事	業	141,417	131,349	△7.1%
海	外	事	業	69,548	70,542	1.4%
合 計				210,966	201,891	△4.3%

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額につきましては、92億1百万円であります。その内訳は、生産設備および基本設備の整備、更新等62億15百万円、金型12億50百万円、ソフトウェア等17億35百万円であります。

なお、これらの設備所要資金は自己資金にてまかなっております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における必要資金につきましては、自己資金および借入金にてまかなっております。

(4) 対処すべき課題

1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、創業の原点「お風呂は人を幸せにする」を大切にしつつ、今後の事業展開を見据えてグループミッションを策定しております。

グループミッション：「新しい幸せを、わかすこと。」

当社グループは、毎日の幸せにとって「なくてはならない」を届けつづけます。そして、領域に縛られず、「なくてはならない」を届けつづける。なければ、つくる。これが1951年の創業以来、当社グループが取り組んで来たことであり、これからも取り組んでいく使命です。

2) 経営環境および当社グループの経営戦略

経営環境

世界経済は、金融引き締めを背景とした減速局面を経て、緩やかな回復基調にあります。地政学的な緊張は依然として高く、見通しは不透明です。また米国・中国の住宅市場景況感は、低調に推移すると見られます。

国内経済は、好調な企業業績、賃上げを背景に緩やかに回復に進むものと見通されますが、住宅市場においては、少子高齢化や人口減少により、新築住宅の市場規模は今後も縮小していくことが予想されます。

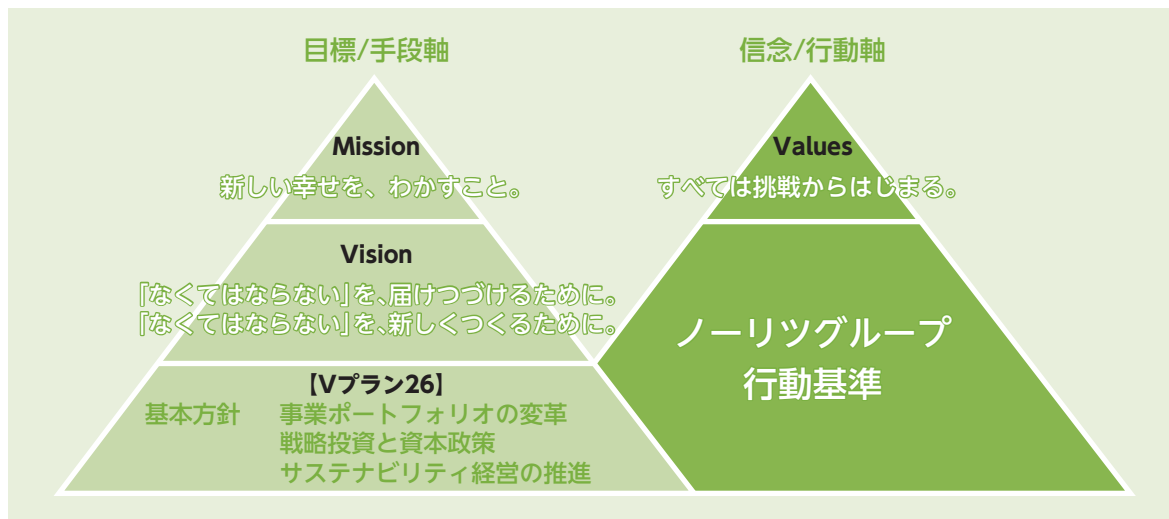
このような環境下においても、カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みは加速しており、省エネルギーへのニーズに対応した環境配慮型商品の市場は堅調に推移するものと考えております。

当社グループは、2021年度から2023年度までの3カ年を対象とする中期経営計画『Vプラン23』を推進してまいりました。しかしながら、新型コロナウイルスの世界的流行に端を発するサプライチェーンの混乱等、計画策定時には想定できなかった急激な外部環境変化により、『Vプラン23』当初計画を達成することができませんでした。

このような経営環境の変化に対応し、持続的な成長と企業価値向上を目指すべく、新たな中期経営計画『Vプラン26』を策定いたしました。

今回策定いたしました『Vプラン26』では、2030年のありたい姿を定め、そこからバックキャストした経営目標である、2026年度の連結営業利益90億円、ROE 6%超を目指します。

中期経営計画「Vプラン26」



世界の人々や社会に提供する価値

コンセプト	ノーリツの思い	提供価値
サステナビリティ Sustainability	人と地球の適切な関係をつくる	CO ₂ 排出量削減 省資源
ウェルビーイング Well-Being	お湯と食のプラスの価値をつくる	・お湯の価値 睡眠、健康、衛生 ・食の価値 健康、時短、調理の楽しさ
ケア Care	多様性に配慮し、人に寄り添う	安全・安心 多様化

中期経営計画『Vプラン26』目標

業績目標

初年度2024年度は、売上高2,120億円、営業利益50億円を計画し、最終年である2026年度は、売上高2,300億円、営業利益90億円を目指します。

	第74期 (2023年度実績)	第75期 (2024年度目標)	第77期 (2026年度目標)
売上高	2,018億円	2,120億円	2,300億円
営業利益	38億円	50億円	90億円

中期経営計画『Vプラン26』実現に向けた重点施策

■事業ポートフォリオの変革

国内事業は、非住宅分野や厨房分野の拡大に注力し、住宅向け温水分野に偏重した事業構造を変革します。また、環境配慮型商品を拡販することで、カーボンニュートラル実現に向けた持続可能な事業基盤を構築します。

海外事業は、北米エリアの事業拡大と東南アジアでの事業展開を加速させ、中国エリアに依存した構造から脱却し、事業全体としてリスクを軽減することで、更なる拡大と収益の安定化を図ります。

■国内事業の取り組み

対処すべき施策	取り組む課題
住宅向け温水(化石燃料)分野偏重構造の変革	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 温水分野:収益性 <ul style="list-style-type: none"> ▶ カーボンニュートラル推進 ▶ ウェルネス機能、顧客ケアの充実で単位収益を拡大 ▶ DXによる生産のスマート化と自動化で原価低減 ◇ 厨房分野:収益性 成長性 <ul style="list-style-type: none"> ▶ アプリ含む顧客ケアと調理の楽しさ訴求、中級品拡大 ▶ 収益構造改善と規模拡大の両立で収益を確保 ◇ 非住宅分野:成長性 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 用途特化型新商品で対人領域の新市場開拓 ▶ 非対人領域の開拓/新事業

■海外事業の取り組み

対処すべき施策	取り組む課題
中国エリア依存リスクの軽減と新市場開拓	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 中国エリア:収益性 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 自立成長のための生産・開発力強化投資 ▶ 現地法人間でシナジー創出 ▶ 厨房本格参入と地方都市拡大 ◇ 北米エリア:成長性 <ul style="list-style-type: none"> ▶ カーボンニュートラルに貢献 ▶ 業用給湯分野の拡大(3社連携強化) ▶ 暖房分野での高効率化推進 ◇ 豪州エリア:収益性 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 設備投資による品質向上と原価改善 ▶ タンク製品マザー工場化 ▶ ニュージーランド市場開拓

■戦略投資の拡大と資本政策

事業戦略の実行に当たり、3年総額325億円の投資を計画し、その内235億円を海外事業や生産革新など成長事業や戦略課題に投入することで、持続的な成長を目指します。また、「株主還元策の強化」「政策保有株式の縮減」等、資本コストや株価を意識した経営への対応を推進します。

株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして位置づけ、更なる株主還元の充実を図るために、連結配当性向50%または連結純資産配当率（DOE）2.5%（従来の2.0%から0.5%引き上げ）のいずれか高い額を目標として配当を行うことで、業績連動に安定性を加味した配当を実現します。自己株式の取得や借入による資金調達については、機動的に実施を検討いたします。

配当方針

●2023年度:年間配当53円

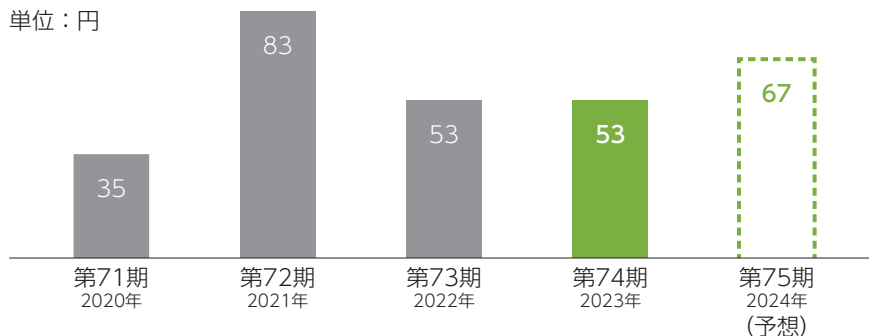
●2024～2026年度:

業績連動に安定性を加味、「連結配当性向50%」または「DOE2.5%」のいずれか高い方を選択

■年間配当金の推移

□ DOE2.5%の場合の配当

単位：円



自己株式

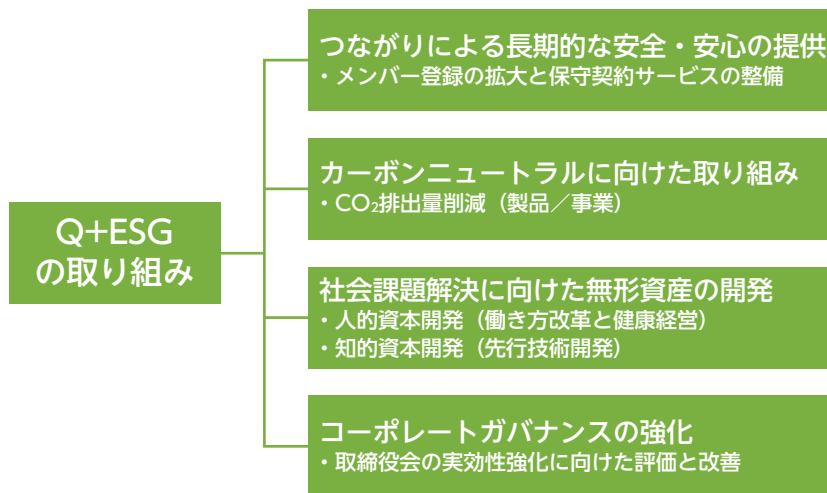
●機動的な取得の実施を検討

●2026年末時点の残高を発行済株式総数の5%程度まで消却

(注) 2023年度の年間配当は本総会第1号議案「剰余金の処分の件」が原案どおり承認可決された場合

■サステナビリティ経営の推進

当社グループは、70年を超える歴史の中で、時代の進化に合わせて、安全・安心、豊かで快適な暮らしを提供し続けてまいりました。これからも「なくてはならない」を届けつづける企業として、環境・社会・経済の持続可能性に配慮することで、事業の持続可能性向上を図ってまいります。また、この「サステナビリティ経営」推進のために、次の4つを重点課題として取り組みます。



つながりによる長期的な安全・安心の提供としては、機器の点検・取替に加え、IoTリモコン等を通じたお客さまとのつながりにより、長期的な安心を提供いたします。

カーボンニュートラルに向けた取り組みとしては、サプライチェーンを通じた排出をとらえるスコープ1からスコープ3までの各スコープにおいて、それぞれで設定するCO₂排出量削減目標の達成を目指します。

社会課題解決に向けた無形資産の開発については、当社の価値創造において重要な要素である人的資本や知的資本（先行技術）などの無形資産に対し、積極的な投資と活用を推進いたします。

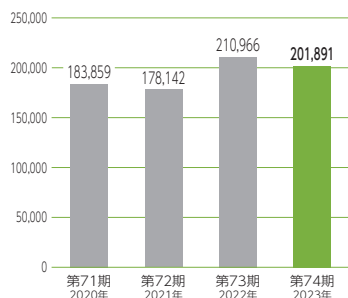
コーポレートガバナンスの強化については、取締役会の実効性評価を継続して実施するとともに、評価結果に基づき設定した課題に対する改善等を進めることにより、取締役会において将来の企業価値向上を見据えた中長期視点の議論をさらに充実させるよう努めてまいります。

(5) 直前3事業年度の財産および損益の状況の推移

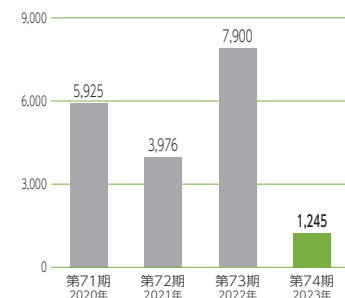
区 分	第71期 2020年12月期	第72期 2021年12月期	第73期 2022年12月期	第74期 2023年12月期 (当連結会計年度)
売上高(百万円)	183,859	178,142	210,966	201,891
経常利益(百万円)	5,925	3,976	7,900	1,245
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	△3,013	5,479	4,800	868
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	△64.79	119.12	104.64	18.84
潜在株式調整後1株当たり当期純利益(円)	—	118.83	104.49	18.82
総資産(百万円)	189,726	194,527	216,974	207,771
純資産(百万円)	110,971	116,193	119,656	126,667
1株当たり純資産額(円)	2,330.19	2,433.96	2,508.08	2,644.38

(注) 1. 第71期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第73期の期首から適用しており、第73期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

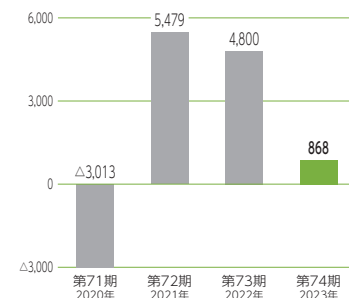
売上高 (単位:百万円)



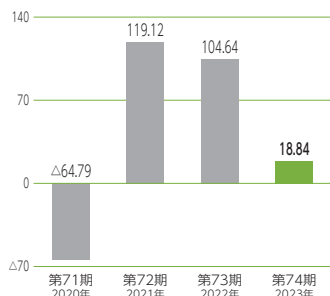
経常利益 (単位:百万円)



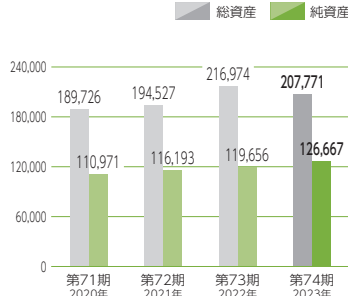
親会社株主に帰属する当期純利益又は
親会社株主に帰属する当期純損失(△) (単位:百万円)



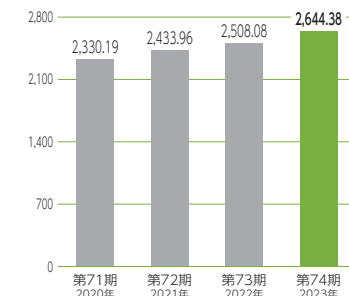
1株当たり当期純利益又は
1株当たり当期純損失(△) (単位:円)



総資産・純資産 (単位:百万円)



1株当たり純資産額 (単位:円)



(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ノーリツリビングクリエイト(株)	10,000 千円	100.0%	温水機器等の販売・施工
(株) エ ス コ ア ハ ー ツ	30,000 千円	100.0	シェアードサービス・温水機器の部品類の製造
(株) ノ ー リ ツ キ ャ ピ タ ル	30,000 千円	100.0	グループ内キャッシュ・マネジメント・サービス
大 成 工 業 (株)	95,000 千円	100.0	温水機器等の部品類の製造
信 和 工 業 (株)	10,000 千円	100.0	温水機器等の部品類の製造
(株) ア ー ル ビ ー	88,809 千円	100.0	温水機器の製造
(株) ハ ー マ ン	310,000 千円	100.0	温水機器・厨房機器の製造・販売
(株) 多 田 ス ミ ス	100,000 千円	100.0	厨房機器の部品類の製造
(株) エ ヌ ・ エ ス ・ シ ー	6,000 千円	100.0	温水機器等の修理・保守
能率（上海）住宅設備有限公司	3,600 万米\$	100.0 (85.8)	温水機器の製造
能率（中国）投資有限公司	3,550 万米\$	100.0	中国の生産会社の統括管理および温水機器の販売
NORITZ AMERICA CORPORATION	2,070 万米\$	100.0 (100.0)	温水機器の販売
能率電子科技（香港）有限公司	10 万香港\$	100.0	温水機器等の部品類の調達・販売
能 率 香 港 有 限 公 司	10 万香港\$	100.0	温水機器等の販売
東莞大新能率電子有限公司	750 万香港\$	100.0 (100.0)	温水機器等の部品類の製造
櫻花衛厨（中国）股份有限公司	32,000 万人民币	55.6 (49.5)	温水機器・厨房機器等の製造・販売
佛山市櫻順衛厨用品有限公司	8,000 万人民币	55.6 (100.0)	温水機器・厨房機器等の製造・販売
NORITZ AUSTRALIA PTY LTD	4,600 万豪\$	100.0	持株会社
Dux Manufacturing Limited	0 万豪\$	100.0 (100.0)	温水機器の製造・販売
Noritz USA Corporation	6,946 万米\$	100.0	持株会社
P B H e a t , L L C	320 万米\$	100.0 (100.0)	温水機器の製造・販売
Facilities Resource Group LLC	280 万米\$	100.0 (100.0)	温水機器等の販売・施工

- (注) 1. 重要な子会社につきましては、当連結会計年度における主要な連結子会社22社を記載しております。
 2. NORITZ AMERICA CORPORATIONはNoritz USA Corporationの100%子会社であります。
 3. 東莞大新能率電子有限公司は、能率電子科技（香港）有限公司の100%子会社であります。
 4. 佛山市櫻順衛厨用品有限公司は、櫻花衛厨（中国）股份有限公司の100%子会社であります。
 5. Dux Manufacturing Limitedは、NORITZ AUSTRALIA PTY LTDの100%子会社であります。
 6. PB Heat, LLCは、Noritz USA Corporationの100%子会社であります。
 7. Facilities Resource Group LLCは、NORITZ AMERICA CORPORATIONの100%子会社であります。
 8. (株)テラ・テックは、2023年5月1日付で信和工業(株)を存続会社とする吸収合併を行ったため、同日付で消滅しております。
 9. (株)ノーリツキャピタルは、2024年1月1日付で(株)エスコアハーツを存続会社とする吸収合併を行ったため、同日付で消滅しております。
 10. 出資比率の（ ）内は、当社子会社が所有する出資比率を内数で示しております。

(7) 主要な事業内容

温 水 空 調 分 野	ガス温水関連機器（ガスふろ給湯器、ガス給湯器、ガスふろがま、ガス温水暖房機）、オイル・空調関連機器（石油ふろ給湯機、石油給湯機、石油温水暖房機、暖房端末機器）、コジェネレーション、太陽熱温水器、産業用太陽光発電システム
厨 房 分 野	ガスコンロ、レンジフード、ガスオーブンレンジ、ガス小型湯沸器

(8) 主要な営業所および工場

- ① 当社の主要な営業所および工場

主要な営業所および工場	住 所
本 店	神 戸 市 中 央 区
関 東 支 社	東 京 都 新 宿 区
関 西 支 社	大 阪 市 此 花 区
明 石 本 社 工 場	兵 庫 県 明 石 市
明 石 工 場	兵 庫 県 明 石 市

② 子会社の主要な営業所および工場

会社名	住 所
ノーリツリビングクリエイト(株)	大 阪 府 吹 田 市
(株) エ ス コ ア ハ ー ツ	兵 庫 県 加 古 郡 稻 美 町
(株) ノ ー リ ツ キ ャ ピ タ ル	神 戸 市 中 央 区
大 成 工 業 (株)	兵 庫 県 明 石 市
信 和 工 業 (株)	兵 庫 県 明 石 市
(株) ア ー ル ビ ー	茨 城 県 土 浦 市
(株) ハ ー マ ン	大 阪 市 此 花 区
(株) 多 田 ス ミ ス	兵 庫 県 朝 来 市
(株) エ ヌ ・ エ ス ・ シ ー	東 京 都 新 宿 区
能率（上海）住宅設備有限公司	中 華 人 民 共 和 国 上 海 市
能率（中国）投資有限公司	中 華 人 民 共 和 国 上 海 市
NORITZ AMERICA CORPORATION	ア メ リ カ 合 衆 国 カ リ フ ォ ル ニ ア 州
能率電子科技（香港）有限公司	中 華 人 民 共 和 国 香 港 特 別 行 政 区
能 率 香 港 有 限 公 司	中 華 人 民 共 和 国 香 港 特 別 行 政 区
東莞大新能率電子有限公司	中 華 人 民 共 和 国 広 東 省 東 莞 市
櫻花衛厨（中国）股份有限公司	中 華 人 民 共 和 国 江 蘇 省 昆 山 市
佛山市櫻順衛厨用品有限公司	中 華 人 民 共 和 国 広 東 省 佛 山 市
NORITZ AUSTRALIA PTY LTD	オ ー ス ト ラ リ ア 連 邦 州 ニ ュ ー サ ウ ス ウ ェ ー ル ズ
Dux Manufacturing Limited	オ ー ス ト ラ リ ア 連 邦 州 ニ ュ ー サ ウ ス ウ ェ ー ル ズ
Noritz USA Corporation	ア メ リ カ 合 衆 国 カ リ フ ォ ル ニ ア 州
P B H e a t , L L C	ア メ リ カ 合 衆 国 ペ ン シ ル バ ニ ア 州
Facilities Resource Group LLC	ア メ リ カ 合 衆 国 ミ シ シ ガ ン 州

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

(9) 従業員の状況

事業区分	従業員数 (名)	前期末比増減 (名)
国内事業	3,530(765)	△49(△83)
海外事業	2,664(117)	△236(△21)
全社(共通)	86(12)	△4(2)
合計	6,280(894)	△289(△102)

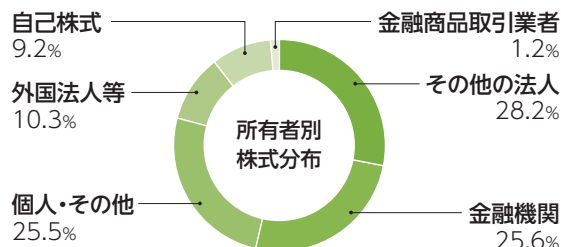
- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
 2. 従業員数欄および前期末比増減欄の()内は、臨時従業員の年間平均雇用人員を外数で記載しております。
 3. 全社(共通)は、本社管理部門等であります。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	1,492百万円
株式会社群馬銀行	300百万円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	156,369,000株
(2) 発行済株式の総数	50,797,651株
(3) 株主数	14,245名



	持株数(株)	株主数(名)
■ その他の法人	14,317,463	256
■ 金融機関	12,999,463	25
■ 個人・その他	12,958,116	13,761
■ 外国法人等	5,241,252	174
■ 自己株式	4,670,467	1
■ 金融商品取引業者	610,890	28

(4) 大株主の状況

順位	株主名	持株数(株)	持株比率(%)
1	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,879,000	10.58
2	第一生命保険株式会社	2,303,100	4.99
3	ノ－リツ取引先持株会	2,297,509	4.98
4	株式会社三井住友銀行	1,739,695	3.77
5	ノ－リツ得意先持株会	1,612,100	3.49
6	株式会社長府製作所	1,520,000	3.30
7	ノ－リツ従業員持株会	1,291,815	2.80
8	株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,174,300	2.55
9	日本電気硝子株式会社	1,119,300	2.43
10	T O T O 株式会社	1,100,300	2.39

- (注) 1. 大株主上位10名を記載しております。
 2. 当社は自己株式4,670,467株を保有しておりますが、上記の表には記載しておりません。
 3. 持株比率は、自己株式4,670,467株を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く。)5名 交付株式数20,400株
 (注)当社の株式報酬の内容につきましては、「4.(4)取締役の報酬等」に記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当社が会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対し、職務執行の対価として発行した新株予約権の概要は以下のとおりであります。

	新株予約権 の割当日	新株予約権 の個数	目的となる 株式の種類 および数	発行価格 (新株予約権 1個あたり)	行使価格 (株式1株 あたり)	行使期間
株式会社ノーリツ 2016年 新株予約権	2016年 4月14日	308個	普通株式 30,800株	142,800円	1円	2016年4月15日から 2046年4月14日まで
株式会社ノーリツ 2017年 新株予約権	2017年 4月14日	258個	普通株式 25,800株	160,100円	1円	2017年4月15日から 2047年4月14日まで
株式会社ノーリツ 2018年 新株予約権	2018年 4月13日	266個	普通株式 26,600株	149,800円	1円	2018年4月14日から 2048年4月13日まで
株式会社ノーリツ 2019年 新株予約権	2019年 4月12日	274個	普通株式 27,400株	133,900円	1円	2019年4月13日から 2049年4月12日まで
株式会社ノーリツ 2020年 新株予約権	2020年 4月10日	469個	普通株式 46,900株	81,500円	1円	2020年4月11日から 2050年4月10日まで

(1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

	新株予約権 の個数	目的となる 株式の種類 および数	取締役 (社外取締役および監査等委員 である取締役を除く。)		社外取締役		監査等委員である取締役 (社外取締役を除く。)	
			保有人数	個数	保有人数	個数	保有人数	個数
株式会社ノーリツ 2016年 新株予約権	35個	普通株式 3,500株	1名	35個	—	—	—	—
株式会社ノーリツ 2017年 新株予約権	89個	普通株式 8,900株	3名	89個	—	—	—	—
株式会社ノーリツ 2018年 新株予約権	104個	普通株式 10,400株	3名	104個	—	—	—	—
株式会社ノーリツ 2019年 新株予約権	140個	普通株式 14,000株	3名	140個	—	—	—	—
株式会社ノーリツ 2020年 新株予約権	309個	普通株式 30,900株	4名	309個	—	—	—	—

(注) 「株式会社ノーリツ2016年新株予約権」につきましては、6名が権利行使したことにより交付時より273個減少しております。「株式会社ノーリツ2017年新株予約権」につきましては、4名が権利行使したことにより交付時より169個減少しております。「株式会社ノーリツ2018年新株予約権」につきましては、3名が権利行使したことにより交付時より162個減少しております。「株式会社ノーリツ2019年新株予約権」につきましては、2名が権利行使したことにより交付時より134個減少しております。また、「株式会社ノーリツ2020年新株予約権」につきましては、1名が権利行使したことにより交付時より160個減少しております。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	腹巻 知	
取締役専務執行役員	廣澤 正峰	プロダクツ統括本部長
取締役専務執行役員	竹中 昌之	国内事業統括本部長
取締役常務執行役員	廣岡 一志	経営戦略統括本部長
取締役常務執行役員	池田 英礼	海外事業統括本部長、 能率(中国)投資有限公司董事長、 能率香港有限公司董事長、 Sakura (Cayman) Co.,Ltd.董事長、 Sakura China Holdings (H.K.) Co.,Ltd.董事長
社外取締役	尾上 広和	グローリー(株)代表取締役会長
取締役常勤監査等委員	綾部 剛	
社外取締役監査等委員	正木 靖子	下山・正木法律事務所代表、 (株)ハイレックスコーポレーション社外取締役、 生活協同組合コープこうべ員外監事
社外取締役監査等委員	谷 保廣	公認会計士谷会計事務所代表、 学校法人グロービス経営大学院教授、 ロート製薬(株)社外監査役

- (注) 1. 取締役尾上広和氏ならびに取締役 監査等委員正木靖子氏および谷保廣氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、綾部剛氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役尾上広和氏は、会社経営者としての豊富な経験があり、会社経営に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 常勤監査等委員綾部剛氏は、長年当社の財務部門での実務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役 監査等委員正木靖子氏は、弁護士資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役 監査等委員谷保廣氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 取締役尾上広和氏ならびに取締役 監査等委員正木靖子氏および谷保廣氏につきましては、当社が株式を上場している(株)東京証券取引所に対し、同取引所の規則等に定める「独立役員」としての届出をしております。
8. 取締役 専務執行役員廣澤正峰氏は、2023年7月1日付で、担当が「プロダクツ統括本部長」となりました。
9. 取締役 専務執行役員竹中昌之氏は、2023年7月1日付で、担当が「国内事業統括本部長」となりました。
10. 取締役 常務執行役員廣岡一志氏は、2023年7月1日付で、担当が「経営戦略統括本部長」となりました。
11. 取締役 常務執行役員池田英礼氏は、2023年7月1日付で、担当が「海外事業統括本部長」となりました。
12. 2023年3月30日開催の第73回定時株主総会において、補欠の監査等委員である取締役として柴田真里氏の選任を決議いただきましたが、同氏より、2024年2月13日付で補欠を辞退する旨の申し出があったため、同日付で選任の効力が失われております。
13. 当社は執行役員制度を導入しております。2024年1月1日現在の執行役員（執行役員を兼務する取締役を除く。）は次のとおりであります。

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
常務執行役員	井上隆史	Kangaroo International Joint Venture Company Deputy General Director
常務執行役員	吉本厚志	プロダクツ統括本部研究開発本部長
常務執行役員	吉田猛	プロダクツ統括本部生産本部長
常務執行役員	滝居和弘	国内事業統括本部営業本部長
上席執行役員	蒔田潤也	国内事業統括本部厨房事業推進本部長、 (株)ハーマン代表取締役社長
上席執行役員	内田知浩	プロダクツ統括本部資材購買本部長、 能率電子科技(香港)有限公司 董事長、 東莞大新能率電子有限公司 董事長
上席執行役員	楠克博	国内事業統括本部戦略事業本部長
上席執行役員	岸栄一	プロダクツ統括本部品質保証推進本部長
執行役員	森脇琢	海外事業統括本部副本部長、 Noritz USA Corporation Chairperson、 NORITZ AUSTRALIA PTY LTD Director
執行役員	森下敦弘	プロダクツ統括本部研究開発本部副本部長
執行役員	宮原貞	ノーリツリビングクリエイト(株)代表取締役社長
執行役員	森栄介	能率(中国)投資有限公司 董事・総経理

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）および各監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、優秀な人材確保、職務執行の萎縮防止のため、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

【保険契約の内容の概要】

① 当該保険契約の被保険者の範囲

当社および当社子会社（米国および豪州の子会社を除く。）の全ての取締役、監査役および執行役員を被保険者としております。

② 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め全額当社の負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はございません。

③ 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けることによって被る損害について填補します。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為の場合等一定の免責事由がございます。

(4) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2021年1月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に関しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

当社の代表取締役および業務執行取締役の報酬は、基本報酬（月例報酬）、業績連動型年次現金賞与および株式報酬の3つで構成されております。なお、社外取締役については、その職務に鑑み固定の基本報酬（月例報酬）のみを支給しております。

基本報酬については、役位、職責および在任年数に応じて、基準となる額を設けております。取締役会が、報酬諮問委員会の審議結果に基づき、当該事業年度の各取締役の個人業績評価を行い、その結果を反映して、個人別支給額を決定しております。

業績連動報酬である年次現金賞与の額については、企業価値および業績の向上に対する貢献意識を高めることを目的に、経済情勢や当社の事業環境等を踏まえ、親会社株主に帰属する当期純利益の1%を上限として、業績に応じて支給額の総額を決定しております。個別の支給額については、役位別に定められた比率に応じて決定しております。

株式報酬については、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を高めるため、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等の定めに従って当社普通株式（譲渡制限付株式）として割り当てております。

上記各報酬の構成割合について、現行の報酬制度においては、業績連動型年次現金賞与の割合を一定の水準に

は固定せず、当社の業績が拡大するにつれて取締役の総報酬に占める業績連動型賞与の割合が高くなる設計としております。当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を参考に、最終的に取締役会でその比率を決定します。株式報酬については、支給額を基本報酬の20%に設定しております。

報酬の付与時期について、基本報酬は、毎月25日に支給いたします。業績連動型年次現金賞与は、事業年度終了後の当該事業年度にかかる決算取締役会で決定し、定時株主総会翌日に支給いたします。株式報酬は、定時株主総会后に開催される取締役会で決定し、毎年4月に支給いたします。

各取締役の報酬内容の決定方法については、事前に報酬諮問委員会において各取締役の評価結果を踏まえた審議、および外部機関の調査による同業または同規模の他企業との報酬水準を比較することによって客観性および妥当性を確保した上で、取締役会の決議により決定しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等		
				新株予約権	株式報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	225,177 (7,200)	183,540 (7,200)	6,600 —	— —	35,036 —	6 (1)
取締役 監査等委員 （うち社外取締役）	34,569 (14,400)	34,569 (14,400)	— —	— —	— —	3 (2)
合 計 （うち社外役員）	259,746 (21,600)	218,109 (21,600)	6,600 —	— —	35,036 —	9 (3)

- (注) 1. 業績連動報酬等にかかる業績指標は親会社株主に帰属する当期純利益であり、その実績は「1. (1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。
当該指標を選択した理由は、企業価値および業績の向上に対する貢献意識を高めることを目的としているためであります。当社の業績連動報酬は、経済情勢や当社の事業環境等を踏まえ親会社株主に帰属する当期純利益の1%を上限として、業績に応じて支給額の総額を決定しております。
2. 株式報酬の額は、譲渡制限付株式報酬として割り当てた譲渡制限付株式に係る当事業年度における費用計上額であります。なお、割当ての条件等は、「① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に記載のとおりであり、当事業年度における交付状況は「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
3. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額につきましては、2019年3月28日開催の第69回定時株主総会において、年額400百万円以内（うち社外取締役分は年額200百万円以内）と決議いただいております。なお、当該報酬限度額には使用人分給与は含まれておりません。
当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は1名）であります。
また、2021年3月30日開催の第71回定時株主総会において、取締役（社外取締役および監査等委員を除く。）に対し、上記報酬限度額の範囲内で譲渡制限付株式に関する報酬等としての金銭報酬債権を支給することを決議しており、当該金銭報酬債権を現物出資することにより割当てを受ける譲渡制限付株式の上限を年90,000株以内と決議いただいております。
当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役および監査等委員を除く。）の員数は、5名であります。
4. 監査等委員である取締役の報酬限度額につきましては、2019年3月28日開催の第69回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。
当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	尾上 広和	グローリー(株)代表取締役会長	記載すべき関係はありません。
取締役 監査等委員	正木 靖子	下山・正木法律事務所代表 (株)ハイレックスコーポレーション社外取締役 生活協同組合コープこうべ員外監事	記載すべき関係はありません。
取締役 監査等委員	谷 保廣	公認会計士谷会計事務所代表 学校法人グロービス経営大学院教授 ロート製薬(株)社外監査役	記載すべき関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会等への出席状況、発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	尾上 広和	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、グローバルに事業を展開する企業の経営者としての豊富な経験に基づく幅広い視点での発言を行うなどの他、当社の業務執行に対し独立した立場から監督および助言を行うことにより、社外取締役としての職責を果たしております。
取締役 監査等委員	正木 靖子	当事業年度開催の取締役会14回の全てに、また、監査等委員会16回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行うなどの他、客観的な立場で当社の業務執行に対する監査等を行うことにより、監査等委員である社外取締役としての職責を果たしております。
取締役 監査等委員	谷 保廣	当事業年度開催の取締役会14回の全てに、また、監査等委員会16回の全てに出席し、主に公認会計士および税理士としての専門的見地からの発言を行うなどの他、客観的な立場で当社の業務執行に対する監査等を行うことにより、監査等委員である社外取締役としての職責を果たしております。

③ 社外役員の報酬等の総額

取締役 1名 7,200千円

取締役 監査等委員 2名 14,400千円

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬の額 60,000千円

当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額 70,000千円

なお、当社連結子会社である能率（中国）投資有限公司、能率（上海）住宅設備有限公司、能率香港有限公司、能率電子科技（香港）有限公司、東莞大新能率電子有限公司、櫻花衛厨（中国）股份有限公司、佛山市櫻順衛厨用品有限公司、Dux Manufacturing Limitedは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬の額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの算出根拠及び水準などが適切であるかどうかについて審議した結果、妥当であると判断したため、会計監査人の報酬について同意しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、「子会社向けの一般的管理事項の改訂と文書化のための支援業務」について委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号記載のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意のもとに会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会計監査を適切に遂行できないと判断されるとき、その他その必要があると判断した場合には、当該会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

メ モ

Horizontal dashed lines for writing, spanning the width of the page below the header.

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

連結計算書類

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類
計算書類

監査報告書

連結貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	121,518	流動負債	66,824
現金及び預金	26,137	支払手形及び買掛金	39,281
受取手形、売掛金及び契約資産	44,009	短期借入金	2,527
電子記録債権	12,006	未払金	11,766
棚卸資産	33,821	未払法人税等	569
その他	6,640	賞与引当金	491
貸倒引当金	△1,095	役員賞与引当金	11
固定資産	86,252	製品保証引当金	1,016
有形固定資産	36,523	製品事故処理費用引当金	29
建物及び構築物	12,687	事業整理損失引当金	5
機械装置及び運搬具	7,010	その他	11,125
土地	9,363	固定負債	14,279
建設仮勘定	2,684	繰延税金負債	2,274
その他	4,777	役員退職慰労引当金	65
無形固定資産	9,759	製品保証引当金	2,007
のれん	1,213	退職給付に係る負債	5,070
その他	8,546	その他	4,861
投資その他の資産	39,968	負債合計	81,104
投資有価証券	32,706	純資産の部	
長期貸付金	1,125	株主資本	98,320
繰延税金資産	2,843	資本金	20,167
その他	3,378	資本剰余金	22,956
貸倒引当金	△84	利益剰余金	62,410
資産合計	207,771	自己株式	△7,215
		その他の包括利益累計額	23,657
		その他有価証券評価差額金	11,421
		繰延ヘッジ損益	54
		為替換算調整勘定	9,995
		退職給付に係る調整累計額	2,186
		新株予約権	78
		非支配株主持分	4,610
		純資産合計	126,667
		負債・純資産合計	207,771

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		201,891
売上原価		138,066
売上総利益		63,824
販売費及び一般管理費		59,984
営業利益		3,840
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1,332	
受取賃貸料	55	
補助金収入	60	
その他	372	1,820
営業外費用		
支払利息	269	
持分法による投資損失	3,756	
支払手数料	14	
固定資産賃貸費用	32	
為替差損	242	
その他	99	4,416
経常利益		1,245
特別利益		
固定資産売却益	57	
投資有価証券売却益	1,887	1,944
特別損失		
固定資産処分損	153	153
税金等調整前当期純利益		3,036
法人税、住民税及び事業税	1,176	
法人税等調整額	676	1,852
当期純利益		1,183
非支配株主に帰属する当期純利益		314
親会社株主に帰属する当期純利益		868

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

計算書類

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類
計算書類

監査報告書

貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	55,372	流動負債	41,373
現金及び預金	2,076	支払手形	2,457
受取手形	1,836	買掛金	27,414
電子記録債権	10,606	短期借入金	1,792
売掛金	22,740	未払金	4,455
商品及び製品	8,984	未払費用	971
仕掛品	178	契約負債	2,831
原材料及び貯蔵品	4,450	預り金	423
前払費用	389	賞与引当金	250
その他	4,179	役員賞与引当金	11
貸倒引当金	△69	製品保証引当金	395
固定資産	82,865	製品事故処理費用引当金	32
有形固定資産	18,607	事業整理損失引当金	5
建物	6,514	その他	332
構築物	206	固定負債	10,437
機械及び装置	2,874	繰延税金負債	1,222
車両運搬具	29	退職給付引当金	5,203
工具、器具及び備品	925	製品保証引当金	596
土地	7,234	資産除去債務	188
リース資産	160	その他	3,226
建設仮勘定	663	負債合計	51,811
無形固定資産	2,995	純資産の部	
ソフトウェア	2,921	株主資本	74,969
その他	73	資本金	20,167
投資その他の資産	61,262	資本剰余金	22,956
投資有価証券	30,511	資本準備金	22,956
関係会社株式	22,790	利益剰余金	39,059
関係会社出資金	4,597	利益準備金	1,294
長期貸付金	215	その他利益剰余金	37,765
関係会社長期貸付金	900	技術研究積立金	250
長期前払費用	1,479	配当準備積立金	160
その他	844	設備投資積立金	500
貸倒引当金	△76	退職給与積立金	130
資産合計	138,237	土地圧縮積立金	21
		価格変動積立金	54
		別途積立金	25,609
		繰越利益剰余金	11,040
		自己株式	△7,215
		評価・換算差額等	11,378
		その他有価証券評価差額金	11,328
		繰延ヘッジ損益	50
		新株予約権	78
		純資産合計	86,426
		負債・純資産合計	138,237

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		120,417
売上原価		93,669
売上総利益		26,748
販売費及び一般管理費		27,965
営業損失		1,216
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	2,067	
受取賃貸料	185	
その他	140	2,394
営業外費用		
支払利息	58	
固定資産賃貸費用	129	
為替差損	147	
その他	23	359
経常利益		817
特別利益		
固定資産売却益	5	
投資有価証券売却益	1,887	1,892
特別損失		
固定資産処分損	122	
関係会社株式評価損	3,091	3,213
税引前当期純損失		503
法人税、住民税及び事業税	99	
法人税等調整額	511	610
当期純損失		1,113

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2024年2月13日

株式会社ノーリツ
取締役会 御中有限責任 あずさ監査法人 神戸事務所
指定有限責任社員 公認会計士 堀 内 計 尚
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 西 芳 範
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ノーリツの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ノーリツ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2024年2月13日

株式会社ノーリツ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 神戸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 堀 内 計 尚
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 西 芳 範

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ノーリツの2023年1月1日から2023年12月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事項を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第74期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月13日

株式会社ノーリツ 監査等委員会

常勤監査等委員 綾 部 剛 ㊟

監査等委員 正 木 靖 子 ㊟

監査等委員 谷 保 廣 ㊟

(注) 監査等委員正木靖子及び谷保廣は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

第74回 定時株主総会 会場ご案内図

【株主総会 会場】

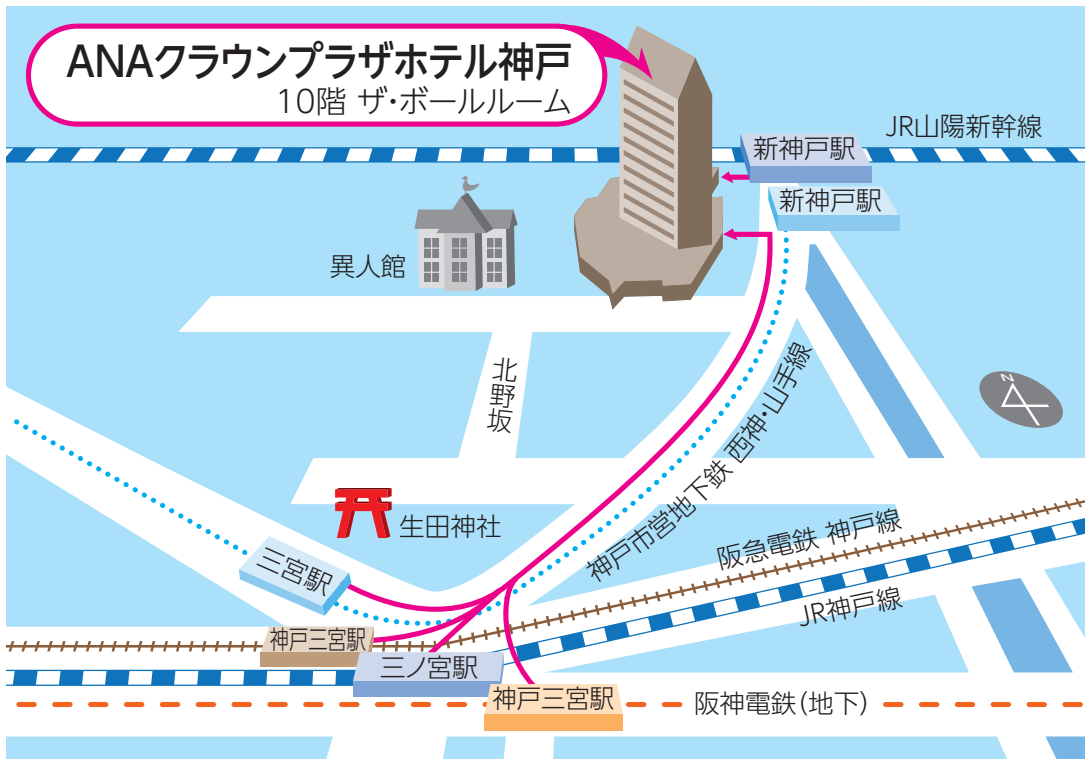
ANAクラウンプラザホテル神戸 10階 ザ・ボールルーム

神戸市中央区北野町1丁目 TEL:078-291-1121 (代表)

ANAクラウンプラザホテル神戸

検索

<https://www.anacrownplaza-kobe.jp/>



交通のご案内

- JR山陽新幹線「新神戸駅」改札口から連絡橋を渡ってすぐ
- 神戸市営地下鉄 西神・山手線「新神戸駅」直結
(JR「三ノ宮駅」阪急「神戸三宮駅」阪神「神戸三宮駅」から乗り換えて1駅)

※会場周辺道路の混雑が予想されますので、
お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを採用しています。
また、この印刷物は、森林環境にやさしい「FSC®認証紙」、
「ベジタブルインキ」を使用しています。